

## 大通周辺自転車等駐車場指定管理者の募集に関する質問・回答

No	質問・回答内容
1	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>西2丁目線地下自転車等駐車場において、設備総合点検の主な業務内容「自家用電気工作物」の点検とあるが、主任技術者の選任も含むという認識で間違いはないか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>お見込みのとおり、電気主任技術者の選任も含めて行っていただきます。</p>
2	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>サイクルコンベア点検について、主な業務内容の「建築基準法に準じ昇降機検査資格者等による機能点検を毎年1回」となっているが、昇降機検査資格者以外の資格例はあるか。</p> <p>また、定期点検では消防設備等必須資格は法令に基づく配置になると思うが、日常点検にて必須資格・作業員要件等はあるか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>建築基準法によるエレベーター等の昇降機点検については、検査資格者として、昇降機等検査資格者、一級建築士、二級建築士が挙げられており、サイクルコンベア点検については、それに準じて検査をお願いします。</p> <p>日常点検については、必須資格・作業員要件等はありませんが、関係法令や仕様書に定める要求水準に従って、点検をお願いいたします。</p>
3	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>北海道地方最低賃金審議会は8月5日、道内の最低賃金（時給）について現行の861円から28円引き上げ889円（+3.252%）にすることを答申した。</p> <p>上記と同じ水準で最低賃金が今後も一律上昇するとして計画した場合と、一律950円で計画した場合では、選定基準(3)キで「初年度の計画時給に応じて採点」とされているため、支払賃金総額は前者が高くなるが、採点は後者が高くなる。</p> <p>委託経費等にも含まれている人件費が、管理に必要な経費のうち大きな比重を占めていると推察するが、P9記載の管理費に必要な経費については据え置かれており、リスク分担表でも上記スライドについては指定管理者負担となるものと思われる。現実的に5年間経費が増額しない収支計画の方が非現実的と推察するが、収支計画の採点上、その妥当性について評価に影響を及ぼすことになるのか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>実際に最低賃金が毎年上昇するかは不確定であり、支払賃金に関する採点方法を統一的な扱いとするために、評価基準の1つとして初年度の配置人数・計画時給額に応じて採点するものです。このほか、配置する職員の計画について総合的に採点します</p>

	<p>ので、今後の動向も考慮した上で適正な収支計画を提出してください。</p>
<p>4</p>	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、現在、札幌市では三つの密を避けるため、日中を含めた不要不急の外出や移動を控えること、在宅勤務（テレワーク）の拡大を要請されている。これらの行政からの要請は駐輪場の利用料金収入の減少（定期利用者の解約等）にも少なからず影響があるものと推察している。</p> <p>(1) このような要請が指定管理期間開始後も継続された場合、当初の計画通りの利用料金収入の確保が困難となる恐れがあり、指定管理者の事業採算にも大きな影響を及ぼすものと思われるが、リスク分担について、札幌市側でも利用料金減少の影響に伴う財政的支援を行う考えがあるか。</p> <p>(2) 類似の札幌駅周辺自転車等駐車場指定管理者においても令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大の影響があったものと推察するが、同施設において定期利用、一時利用、自主事業などにおいてどの程度の利用料金収入への影響があり、事業採算が当初計画との比較においてどの程度の影響があり、札幌市において財政的支援を行ったか否かについて、教えてほしい。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>(1) 基本的に駐輪場を休業するわけではなく、需要変動による収入の減少は指定管理者の負担としていることから、札幌市から新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入減少分として補填することは難しいものと考えております。</p> <p>(2) 全てが新型コロナウイルスによる影響と判断できるものではありませんが、札幌駅周辺の駐輪場における令和2年度の計画と実績では、利用料金収入（税抜）が36,802千円から33,292千円へと約1割の減、自主事業収入（税抜）が5,251千円から1,769千円へと約7割の減となりました。なお、上記の理由により、札幌市から指定管理者へ、収入減を理由に財政的支援は行っておりません。</p>
<p>5</p>	<p>見込み収入額について（下記のとおり類似の質問あり）</p> <p>&lt;質問1&gt;</p> <p>募集要項P9記載の見込み収入額（C）の8箇所又は9箇所の施設別、定期及び一時利用、冬季保管等の収入内訳を教えてください。</p> <p>またこの見込収入額の算定にあたり、現在無料で利用されている利用者が有料になったことによる客離れ（利用を止める。札幌駅周辺自転車等駐車場の利用に切り替える。放置禁止区域外への流出等）をどの程度見込んでいるか。</p> <p>さらに、この収入の算定にあたり、定期利用の自転車等駐車場と一時利用の自転車等駐車場の台数上限は指定管理者が自由に設定できるのか、利用料金収入の合計額が最大となるような定期利用と一時利用のバランス調整を指定管理者が行うことができるか。</p> <p>&lt;質問2&gt;</p> <p>札幌市が積算した管理に必要な経費（項目）と見込み収入額（定期・一時）の内訳</p>

	<p>について、駐輪場毎に金額・積算根拠を具体的に提示してほしい。 また、現在の各無料駐輪場の利用実績はどのようになっているか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>大通周辺の駐輪場における見込み収入額については、既に有料駐輪場として運営している札幌駅周辺の駐輪場全体の収入実績及び施設容量を算出の基礎としており、駐輪場別の内訳はありません。定期利用・一時利用の合計及び冬期保管の見込み収入額について別紙1のとおり算出していますが、定期利用・一時利用それぞれの台数上限は、指定管理者において設定することが可能であり、施設の効用を最大限発揮できるよう設定してください。</p> <p>現在の無料駐輪場の利用状況については、いずれもほぼ満車となっている日が多い傾向にありますが、時間帯によっても異なるため、現地駐輪場でもご確認ください。</p> <p>管理に必要な経費は、別紙2のとおり算出していますが、駐輪場ごとの経費については申込者において合理的な配分を検討し、札幌市が支払うべき管理費用が基準管理費の範囲内となるよう収支計画を立て、提案してください。</p>
6	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>実施できる自主事業について、以下の事業を行う場合に制約を受けることがあるか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自転車等関連物品の販売（ワイヤー鍵、ライト、雨合羽等）</li> <li>(2) 自転車保険の取扱い（募集人有資格者配置）</li> <li>(3) 貸しロッカーの設置</li> <li>(4) 自動販売機の設置（熱中症対策等として）</li> </ol> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>道路附属物として設置されている駐輪場（西2丁目線地下駐輪場、大通西1丁目駐輪場、大通西5丁目駐輪場及び大通西6丁目駐輪場）においては、道路法等の制約があるため、上記の自主事業は認められないものと考えます。</p> <p>上記以外の駐輪場（北1西1地下駐輪場、市役所駐輪場、南2西4五番街駐輪場、北1西6暫定駐輪場、南2西3地下駐輪場）において上記の自主事業を実施する場合は、いずれも目的外使用許可を受けることが前提となるとともに、具体的な提案内容に対し、仕様書第4の1に基づいて、市民の公平な利用を損なうことがないか、施設の設置目的の達成に寄与するか、駐輪場内の通路の支障とならないかなどの観点で、承認するか否か個別に判断することとなります。</p>
7	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>自主事業と指定管理事業との区分経理について、指定管理事業（定期利用の承認等）を行うと同時に自主事業を行うにあたり、駐輪場の管理員が兼務で行う場合の人員費の配賦について、厳密な規定（ルール）はあるか。募集要項P4には自主事業において大幅な利益が生じた場合の還元についての提案が求められておりますが、この配</p>

	<p>賦方法によって自主事業の利益の調整が可能になる場合もあると思料いたします。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>自主事業と指定管理業務を管理員が兼務する場合にあっても、仕様書P18記載しているとおり、指定管理費の流用は認められないため、自主事業は自己資金により実施し、指定管理業務に係る収支とは区分して経理してください。明確に区分できない人件費や団体の一般管理費についても、各事業規模等に応じて適切に配分して経理してください。</p>
8	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>定期券の申込と利用権利者について</p> <p>(1) 自転車や自動二輪を買い替えた場合、自転車等駐車を定期的に利用するには改めて申込書を提出する必要があるか。また、改めて申込をし直す場合、再度定期料金を支払う必要があるか。</p> <p>同じ人が2台自転車を所有している場合、どちらの自転車でも1枚の定期券で利用することはできるか。</p> <p>(2) 自転車を家族（母と娘など）で兼用して使用している場合、母親名義で申し込みをし、娘が同じ自転車で自転車等駐車場を利用することはできるか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>(1) 定期契約されている自転車や原動機付自転車を買替えた場合は、定期契約されている内容の変更手続きが必要となりますが、定期料金を改めて支払う必要はありません。</p> <p>同一人物が2台自転車を所有している場合には、それぞれの自転車の定期契約が必要となります。</p> <p>(2) 家族で自転車を兼用することを考える利用者がいるとは思いますが、本市条例上、駐輪場を定期利用しようとする者が承認を受けることとされており、契約者により利用料金も異なるため、適正な運用をしていただくようご注意ください。</p>
9	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>令和5年度以降、南2西3地下自転車駐車場の管理に必要な経費として8,806千円（65,708千円－56,902千円）を見込んでいると思うが、管理員に要する人件費のほか、自動ラック点検、サイクルコンベア点検、機械警備費のほか、通信費や水道光熱費、消耗品費等が計上されていると思われる。その積算内訳についてどの程度を見込んでいるか。</p> <p>また、当初の計画から変更され、想定外の業務が追加された場合の経費負担はどのようなになるか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p>

	<p>令和4年度及び令和5年度以降の費目ごとの見積額は別紙2のとおりですが、回答5と同様、駐輪場ごとの経費内訳については申込者において合理的な配分を検討し、札幌市が支払うべき管理費用が基準管理費の範囲内となるよう収支計画を立て、提案してください。</p> <p>また、想定外の業務が追加となる場合には、募集要項P11のリスク分担表に掲げている要因によって、協議の上、経費の分担をすることとなります。</p>
10	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>令和4年3月18日から令和4年3月31日において、定期券販売の前受金収受を札幌市が別途委託業務として発注すると仕様書に記載があるが、業務委託費は支払われるか。もしくは、基準管理費に積算しているか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>令和4年3月18日から令和4年3月31日における、定期券に関する販売・受付業務について、本指定管理業務とは別に札幌市から業務委託により行い、その委託業者に対して委託料を支払います。</p> <p>指定管理業務としては、当該期間の前受金の収受のみを行っていただき、その管理費用については、令和4年度以降の基準管理費に含まれております。</p> <p>なお、募集要項P10に記載しているとおり、令和4年4月1日の2週間前から実施予定の定期券販売にて使用する定期券などの物品（仕様書別表4）については、指定管理者の負担で調達していただくこととなります。</p>
11	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>令和4年3月18日から令和4年3月31日において定期券販売の前受金収受を行う場所は、北1西1駐輪場1カ所のみを想定しているか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>北1西1地下駐輪場及び西2丁目線地下駐輪場の2か所での販売を予定していません。</p>
12	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>大通周辺自転車等駐輪場の基幹拠点は、現在建築中の西2丁目線地下自転車等駐輪場になり、令和4年4月1日から供用開始予定となっているが、指定管理者としてはいつから利用（入室等）できるか。</p> <p>また、仕様書別表1の※1に、万が一止むを得ない事情が発生した場合には、供用開始を延期する可能性がある旨の記載があるが、関連する下記質問について教えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延期の対象は、大通周辺自転車等駐車場全てか。</li> <li>・定期券の前受金を支払った利用者は返金対応を行う必要があるのか。</li> <li>・3月中については、指定管理者は前受金の収受業務のみなので、延期時の利用者へ</li> </ul>

	<p>の通知は札幌市が行うことで良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それとも前受金の收受自体が延期（4月以降の指定管理期間にて実施）となるのか。</li> </ul> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>4月1日からの運営開始に向けた事前準備等も必要になるため、2月～3月上旬には利用（入室等）できるよう、整備を進めています。</p> <p>また、西2丁目線地下駐輪場の供用開始が万が一延期となった場合については、当該駐輪場以外の駐輪場をこれまでどおり無料で供用することになると思われま</p> <p>基本的には供用開始が確実にになった時点で定期販売を行うため、返金対応などが生じないようにいたしますが、延期などの事情の発生時期によって、市及び指定管理者の両方で適切な対応をとることになると思われま</p>
13	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>西2丁目線地下自転車等駐輪場については、各種設備機器や必須点検内容が記載されているが、その他の駐輪場については自転車ラック点検とサイクルコンベア点検のみの記載となっているがこれ以外の点検は札幌市が行う認識で良いか。新規指定管理事業となるので、より具体的に札幌市が行うものと指定管理者が行うものとをそれぞれ教えていただきたい。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>施設・設備等の維持管理については、仕様書P12～14に記載している水準に従い、基本的には施設及び付帯設備（別表2）すべてについて、指定管理者において日常的な目視点検を行うとともに、別紙4に記載する定期点検を行っていただきます。</p> <p>ただし例外として、以下の項目については、ビルの管理組合により行い、札幌市がその費用を負担いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 北1西1地下駐輪場：電気設備、熱源・空調設備、衛生設備、消防設備の定期点検、サイクルコンベア（供用）の定期点検</li> <li>② 南2西3地下駐輪場（予定）：電気設備、熱源・空調設備、衛生設備、消防設備の定期点検</li> </ul> <p>（※南2西3地下駐輪場には、サイクルコンベアを2基設置する予定ですので、定期点検を実施してください。）</p>
14	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>駐輪場の開錠時間が6：00であり、駐輪場勤務者は公共交通機関での通勤が不可能であるが、車通勤に伴う大通周辺の駐車場代は基準管理費として積算しているか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>開錠時間から必要と思われる人員に係る駐車場代については、基準管理費として積算しています。</p>

<p>15</p>	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>仕様書別紙3の2・表1において、南2西4五番街自転車駐車場と北1西6暫定自転車等駐車場は「事務室が無いため、機械警備又は駐輪場管理システム等により駐輪場のトラブル対応を行うこと」と記載があるが、駐輪場システムでどの程度の遠隔対応が行えるか。（警報メッセージの受信方法、カメラやインターホンの仕様等）</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>遠隔対応については、カメラ付きインターホンでの対応や監視カメラによる場内の確認、ゲート・サイクロックの開放、満空等の制御及び故障・警報などの受信が可能となる予定です。警報メッセージについては、駐輪場運営時間においては、西2丁目線地下駐輪場に通知されるものとなっております。また、西2丁目線地下駐輪場の運営時間外（0：00～6：00）においては、コールセンター（警備会社）等に遠隔監視装置一式（機器は札幌市が用意）を設置し、コールセンター等にて遠隔対応をすることも可能です。なお、コールセンター等における遠隔監視するための費用、ネットワーク回線の使用料（回線開通に必要な初期費用含む）、駐輪場システムのメンテナンス費用は指定管理者の負担となります。</p>
<p>16</p>	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>仕様書別紙3の2・表1において、南2西4五番街自転車駐車場と北1西6暫定自転車等駐車場は事務室が無いため、機械警備又は駐輪場管理システム等により駐輪場のトラブル対応を行うことと記載があるが、機械警備に係る機器等の設置は、指定管理開始時までには札幌市が行い、警備会社との機械警備契約のみを指定管理者にて行うことで良いか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>札幌市では、機械警備に必要となる一定の配線工事を行いますが、機器の設置については、指定管理者に行っていただき、その費用は基準管理費に含めています。なお、精算機自体には、精算機の扉が開かれた際に警報メッセージ（回答15に記載）を発信する機能が付属されています。</p>
<p>17</p>	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>北1西6暫定自転車等駐車場の土地は北海道財務局から令和4年度までの期限付で一時貸付契約を受けて使用しているとの記載があるが、現在の貸付契約は複数年契約か。その場合、何年か。</p> <p>また、令和5年度以降も契約を更新する場合、何年間での契約を予定しているか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>現在の契約は令和2年度から令和4年度までの複数年契約となっております。また、令和5年度以降は契約更新するかどうかも含め未定となっております。</p>

18	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>大通西5丁目、大通西6丁目自転車駐車場において、イベント等の実施により、一時的に使用できなくなる場合があると記載されているが、イベント内容や日数、頻度はどのようになっているか。</p> <p>また、その場合は利用者に代わりとなる駐輪場を案内する必要があるとの記載があるが、その分に関して他の駐輪場に余裕をもたせる必要（退避区画の設定）があるか。その場合、それを見込んだ収入で積算されているか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>具体的なイベントの内容、日数、頻度は未定ですが、YOSAKOIソーラン祭り等のイベントにより影響を受ける可能性があります。</p> <p>イベント等により一時的に使用できなくなる際に、代替となる臨時駐輪場を設置するのか、あるいは既存の駐輪場を案内することになるのかなど、具体的な方法は決定していません。また、イベント開催を要因とする減収は見込んでおりません。</p>
19	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>大通西5丁目、大通西6丁目自転車駐車場において、イベント等の実施により、一時的に使用できなくなる場合があると記載されているが、その場合は利用者に代わりとなる駐輪場を案内するのではなく、イベント時は駐輪場を利用できない前提で定期券を販売してもよいか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>イベント等により一時的に駐輪場が利用できない旨を事前にお知らせすることは差し支えありませんが、回答18のとおり、代替となる臨時駐輪場の設置や既存の駐輪場への案内を想定しておりますので、利用者の皆様に代替の駐輪場をご案内していただく必要もあると考えます。</p>
20	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>有人駐輪場のポスト数について、札幌市としてどのように考えているか。また、冬期保管受入時や定期券販売時は管理員を通常時より多く配置しなければ対応できないかと思うが、基準管理費に管理員の増員分の人件費が積算されているか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>基準管理費算定に当たっての人員配置例として、別紙3のとおりとしております。</p> <p>なお、冬期保管や定期受付に必要な人件費も含めて算出しております。</p>
21	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>除排雪については指定管理者が行うこととなっており、屋外駐輪場が対象であると思うが、下記駐輪場の除排雪はどのような方法で積算したものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場建物の屋上にある南2西4五番街の除排雪方法。</li> </ul>

	<p>・埋め込み式の外柵で囲われ重機が立ち入れないと思われる北1西6駐輪場の除排雪方法。</p> <p>&lt;回答&gt;      どちらの駐輪場も人力での除雪を想定して積算しております。</p>
2 2	<p>&lt;質問&gt;      仕様書にある「札幌市自転車等駐車場管理システム」の詳細はどういったものか。システムの保守費用とは具体的にどのようなものか。札幌市で積算した積算項目・金額・積算根拠を提示して欲しい。</p> <p>&lt;回答&gt;      同システムの利用により、ゲートを利用した入退場管理、自動料金精算機の利用、サピカの定期券としての利用、各駐輪場の一時利用及び定期の契約状況等の精算業務の省力化、利用状況の一元管理等が可能となります。</p> <p>このほか、故障・警告などの受信、無人駐輪場ゲートやサイクロック開放等の遠隔操作、各駐輪場の満空灯の利用も可能となります。</p> <p>なお、指定管理者には、仕様や取扱方法について、説明の機会を設ける予定です。</p> <p>システム保守に係る費用としては、駐輪場システムに関する機器（管理PC、一時利用券発行機、精算機、ゲート、満空灯）の定期点検、冬期養生等作業、緊急時の対応に係るものとなっております。具体的な積算金額については、申込者において見積りをお願いいたします。</p>
2 3	<p>&lt;質問&gt;      札幌市が実施している違法駐輪自転車の撤去に関して、札幌駅周辺駐輪場と同様に指定管理者の立会が必要であるか。立会が必要な場合、基準管理費に立会に伴う人件費が積算されているか。</p> <p>&lt;回答&gt;      指定管理の対象施設においては、巡回による不正駐輪の確認、警告等の措置、不正駐輪台数の常時把握をしていただきますが、撤去の際の立合を必須としておりませんので、札幌市から確認事項等があった際に立会をお願いいたします。</p>
2 4	<p>&lt;質問&gt;      今回の「大通周辺自転車等駐車場指定管理者公募」では、既存駐輪場に管理システムを新設する以外に、現在建設中の施設、及び今後建設を行う施設等、過去の実績がない状況で札幌市が積算を行っているが、実際に稼働した際に札幌市が想定した物件費より大幅に超えた場合は、基準管理費の見直し等による補填はあるか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p>

	<p>単に経費が想定よりも要することとなった場合においては、基準管理費の見直しを行う予定はありませんが、不測のリスクが生じた場合には、札幌市及び指定管理者が協議を行うこととなります。</p>
25	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>指定期間内において最低賃金が上昇した場合、指定間費等の見直し等の措置はあるのか。あるいは、それも見込んで収支計画を作成すべきか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>管理に必要な経費のうち人件費については、最低賃金を用いて積算しておらず、最低賃金の変動による指定管理費の見直しの措置はありません。札幌市が支払う指定管理費用が基準管理費の範囲内となるよう収支計画を立て、提案してください。</p>
26	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>南2西4五番街自転車駐車場のスロープ部分に、ロードヒーティングマット（札幌市が用意）を設置することと仕様書に記載があるが、設置期間はいつからいつまでを想定しているか。また、それに伴う電気代は札幌市負担と指定管理者負担のどちらであるか。</p> <p>指定管理者負担である場合、当該電気代が基準管理費に積算されているか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>設置期間については、積雪前から供用開始までを予定しております。</p> <p>電気代については、指定管理者の負担となり、基準管理費に含まれております。</p>
27	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>3月18日からの定期券の前売り販売については、札幌市から業務委託するということは、実質的な施設の管理は4月1日からということでしょうか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>実質的な施設の管理は4月1日からであり、定期券の前売りに係る業務は、札幌市から指定管理とは別に業務委託として発注するため、業務に係る経費は基準管理費に含まれていません。電気代なども4月以降の分を支払っていただきます。</p>

28	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>仕様書別表2の中に各駐輪場に設置される、自動料金精算機（サイクロック用も含む）について、現金対応なのかSAPICA対応なのかは決定しているのか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>自動料金精算機については、全ての精算機でSAPICA対応が可能となる予定です。なお、北1西6暫定駐輪場及び南2西4五番街駐輪場については、精算機等を設置する予定であり、その設置スペースによっては、別表1に記載している駐輪台数が若干数増減する可能性があります。</p>
29	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>南2西3地下駐輪場については、令和5年度からとなっているが、これは令和5年4月1日から供用開始予定で収支を組まれているということでしょうか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>令和5年春供用開始予定としており、具体的に供用開始できる日は確定していませんが、収支の積算上においては、4月1日から供用開始する内容で計算しています。</p> <p>もし、供用開始が遅れた場合には、指定管理者と札幌市の協議により協定変更を行う可能性があります。</p>
30	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>南2西3地下駐輪場は全体的な建物の一部という扱いであるため、ビル全体の中で何らかの扱いが変更となり、発生する費用が変更となった場合に、基準管理費もそれに合わせて変更となるのか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>南2西3地下駐輪場は駐輪場部分を札幌市が区分所有することとなり、指定管理者には光熱水費や専有している設備の点検等費を支払っていただき、共用部分等を含め建物全体を含めて請求される負担金については、札幌市で支払う予定であり、現時点では大幅な費用の変更はないものと考えています。</p>